

Information デジサポ福島

テレビに関する支援について

地上デジタル放送の映りが悪くてお困りの方は、「デジサポ福島」の支援を受けることができます。

支援の対象となった場合、費用の負担はありません。お気軽に相談受付ダイヤルまでご連絡ください。

■相談事例

- ・テレビが映らない、映りが悪い。
- ・特定の放送局が映らない、季節によってテレビの映りが悪くなる。

■支援事例

- ・アンテナやケーブル、ブースターなどの点検
 - ・難視聴地区における個別アンテナ新設工事・共同アンテナの新設・加入工事
 - ・アナログ放送用の受信設備（アンテナなど）を地デジ用に交換改修工事
- ※地デジ用アンテナ設備の破損や経年劣化による受信不良は対象になりません。

■支援条件

- ・東日本大震災時に原子力災害被災地域にお住まいになり、帰還された方（町が発行する被災証明・罹災証明などをお持ちの方）
 - ・NHK放送受信契約者、または今後受信契約を結ばれる方
- ※BS・CS放送は対象になりません。

■相談受付・支援申込先

デジサポ福島
 (総務省 福島原発避難区域テレビ受信者支援センター)
 ☎0570-007-401
 (IP電話からは☎024-525-8220)
 受付時間 午前9時～午後6時
 (土日祝日・年末年始休日を除く)
 〒960-8031 福島市栄町6-6 ユニックスビル10階
 Webサイト <https://www.digisuppo-fukushima.jp/>

Information 福島広域雇用促進支援協議会

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」

福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【求職者向け】ふくしまで働こう@オンライン企業説明会

■お仕事を探している人集合！

福島県の企業36社が集結！ オンラインによる企業説明会を開催します。

仕事の内容、職場環境など求人票ではわからないことが聞けます。

専門の相談員によるお仕事相談もできます。

■移住に興味のある方、どうぞ！

福島へ帰還を考えている、移住はどうか～とっている方必見です。

11団体が出展！

補助金や支援制度、地域の情報など盛りだくさん。

情報収集やきっかけづくりに参加してみませんか。

Zoom初心者も、スマホやパソコンで、簡単に参加可能！

■日時 1月20日(金) 午後1時30分～午後4時

■参加方法 オンライン (Zoom使用)

■内容 企業説明会、お仕事相談、移住支援など

■締切 1月15日(日)

電話またはホームページから申込できます。

※詳細はホームページをご覧ください。



就職相談

「自分に合う仕事ってなんだろう」「就職活動って何から始めたらいいの?」「どうしたら採用されるかな?」「自分のアピールポイントを見つけたい!」

こんなお悩みを相談員とひとつひとつ解決していきませんか。

就職への一歩を一緒に踏み出しましょう!あなたの『働きたい』をサポートします!

■電話 フリーダイヤル ☎0120-810-650

■受付時間

平日午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

■メール ホームページ

(<https://fkoyou.net/>) の専用

フォームから24時間受付中

■窓口 ※予約制

(フリーダイヤルにお問合せください)

問 福島広域雇用促進支援協議会 広野窓口

(広野町役場産業振興課内)

☎0240-23-5586

FAX0240-23-5587

働きたいネット

検索



Information こども家庭課

広野町結婚新生活支援事業補助金の申請はお済みですか？

広野町では、夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を支援の支援を行っております。

■対象世帯

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①令和4年1月1日から令和5年3月31日までに入籍した世帯
- ②ご夫婦の双方または一方が広野町に住民登録をしている世帯
- ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ご夫婦の所得を合わせて400万円未満

■対象費用

令和4年4月1日から令和5年3月31日までにお支払いした次の①～④の費用が対象です。

- ①新居の購入費
- ②新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③新居のリフォーム費用
- ④引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用

■補助金額

対象費用①～④を合わせて1世帯あたり上限30万円

■申請期限

令和5年3月31日(金)まで

詳細につきましては、広野町ホームページをご確認いただくか、こども家庭課にお問い合わせください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information 福島県 保健福祉部社会福祉課

戦没者などのご遺族の皆さまへ

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

■支給対象者

令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

■戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。)
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。)

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間

令和5年3月31日まで

※この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

■留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。

■請求窓口

広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

問 福島県 保健福祉部社会福祉課

☎024-521-7923

ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか？

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパソコンやタブレット端末で見ることができます。



「ひろのどこでもe-Books」を検索

広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします！

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。



「広野町」を検索